

令和3年12月2日

障害者支援施設 施設長 様  
障害福祉サービス事業所 所長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

### 障害者支援施設等における面会等について

平素は、本市市政の推進に、格別の御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者支援施設における面会につきましては、令和2年10月23日付け本市通知「障害者入所施設における面会等について」により、対応をお願いしているところです。

このような中、厚生労働省において、面会及び外出時の留意点等が見直され、新たな事務連絡が発出されました。一方で、本市では、医療機関や学校等で集団感染が発生し、高齢者施設でもクラスターが発生するなど、依然として油断できない状況にあります。

各施設の管理者等の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策を徹底していただいたうえで、各施設の設備状況、サービス種別、地域の発生状況等を勘案して、面会及び外出の実施については、当該事務連絡に基づき、適切に判断してください。

実施に際しては、特に下記の点に留意し感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 障害者支援施設等における面会及び外出の留意点

(面会を実施する場合の留意事項)

- 施設内へのウィルス持ち込みの危険性と、利用者の心身に与える影響を十分勘案し、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や本市が示す対策等を踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。
- 入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないよう留意し、ワクチン接種をしていない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。
- 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、オンラインでの実施を検討すること。
- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、「2 面会を実施する場合の感染防止対策」に記載の感染防止対策を行ったうえで実施すること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めたうえで、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。

- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。

#### (面会を実施する場合の感染防止対策)

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者にのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状その他体調不良の有無を聞き取り、少しでも症状等を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症若しくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。
- 面会者は以下の条件を満たす者であること。
  - ・ 濃厚接触者でないこと
  - ・ 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
  - ・ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- 面会時間や人数は必要最小限とし、面会回数を制限すること。
- 面会后は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

#### (外出について)

- 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、入所者、家族 QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。

## 2 通所・短期入所等のサービスにおける面会及び外出の留意点

- 面会、外出に関しては、必要に応じ、障害者支援施設等と同様の対応を行うこと。

### 3 居宅を訪問して行うサービスにおける外出の留意点

(外出について)

- 利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。